

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のもとに、日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし、人権の尊重が

国際社会の責務であることを明らかにした。

今日、我が国社会の実情は

いまだに差別意識と偏見が

人々の暮らしの中に深く根つき

部落差別をはじめ

障害者、女性、先住民族、外国人への差別など

どれほど多くの人間が苦しんでいることが

人間がつくりあげた差別は

人間の理性と良心によって

必ずや解消できることを

我々は確信する。

平和で心ゆたかな

人間尊重の社会の実現をめざす品川区は

「人権尊重都市品川」を宣言し

差別の実態の解消に努め

人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを

ここに誓う。

制定一九九三年(平成五年)四月二十八日

みんなで築こう 人権の世紀

5月1日から7日は憲法週間です

5月3日の憲法記念日は、昭和22年5月3日に施行された「日本国憲法」を記念して制定されました。この日を含む5月1日から7日までの「週間」が「憲法週間」です。

日本国憲法は、「国民主権」、「平和主義」とともに「基本的人権の尊重を大きな柱としています。憲法第11条は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と人権保障の基本原則を定めています。

人が人生を送り、そして他人と関わり合う中で決して侵してはならない、人としての権利が人権です。

その権利を守るためには、一人ひとりが自分の人権のみならず、相手の気持ちを考え、思いやりの心を持って行動し、自分の権利と同じように他人の権利も認め合うことが大切です。

区では、人間尊重の社会の実現をめざして「人権尊重都市品川宣言」を制定し、人権尊重思想の普及啓発に取り組んでいます。その一環として、5月14日に「憲法週間記念講演と映画のつどい」を開催します。これを機会に人権の大切さについて、あらためて考えてみませんか。

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

憲法週間記念

講演と映画 のつどい

5月14日(水)

午後1時開演(午後0時30分開場)
きゅりあん8階大ホール(大井町駅前)

定員/1,100人(抽選)
申込方法/4月15日(火)(消印有効)までに、往復はがき(1枚2人まで)に「つどい」とし、代表者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号、参加者の氏名(ふりがな)を人権啓発課(☎140-0013南大井3-7-10)へ
※抽選結果は4月下旬発送予定。

わが母の記



©2012「わが母の記」製作委員会

昭和39年、小説家の伊上洪作は、父が亡くなり母・八重の面倒を見ることになる。幼少期に母と離れて暮らしていたため距離を置いていた洪作だったが、妻や3人の娘、妹たちに支えられ、自身の幼いころの記憶と八重の思いに向き合うことに。八重は薄れゆく記憶の中で息子への愛を確かめ、洪作はそんな母を理解し、次第に受け入れられるようになっていく。

出演/役所広司、樹木希林 他

字幕付き

みんな地球に生きるひと ～日本の国際化と子供の未来～

講師/アグネス・チャン
(歌手・エッセイスト・教育学博士)

手話通訳・
要約筆記付き



アフリカの飢餓地帯に生きる人、中国の貧しい農村に生きる人、戦禍の残るイラクに生きる人、そしてこの日本に生きる人も、みんな同じ地球という船に乗り合わせた地球人。様々な出会いと別れのエピソードを通じて、真の国際化や福祉、ボランティア、人権についてお話しします。

暮らしを よくする

人はみな誰しもが、幸せに暮らしたいと考えています。この幸せを願う気持ちをお互いに思いやることこそ、人権を尊重することではないでしょうか。

しかし残念なことに、子どもや高齢者や障害者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある人や外国人に対する偏見や同和地区出身の人に対する差別など、私たちの身のまわりには様々な人権問題があります。また最近では、インターネットを悪用した人権侵害、犯罪被害者などの人権の問題など、人権問題はより複雑化し多様化しています。

差別は、差別される人にとって、本人には全く責任のないことで苦しめられるという極めて不当な行為です。

そして差別することは、差別される人を傷つけるばかりか、差別する人の人間性をも損ねてしまう行為なのです。

区は、23区唯一の「人権尊重都市品川宣言」を制定し、様々な施策の中に生かして人権啓発や人権教育を推進してきました。この宣言にこめられた^{おも}想いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識することや、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを認識していきましょう。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

同和問題の解決のために

わが国の発展の歴史の中で形づくられた身分階層構造に由来する差別、いわゆる部落差別によって、長い間経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられて基本的人権を侵されてきた人々があります。これらの人々は、今なお、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、そのほか日常生活の上で差別を受けることがあります。これが「同和問題」と言われるもので、「部落問題」「部落差別」などとも言われ、深刻な人権問題であるとともに重大な社会問題です。

「東京に部落はない」「部落差別は昔の話」と思っている人もいるのではないのでしょうか。しかし、東京でも同和地区出身かどうか調査をされたり、「〇〇は同和地区ですか」などの土地調査事件が現実起きています。これでは、同和地区の出身者が地域で安心して自分らしく暮らすことはできません。

安心して暮らせる差別のない社会をめざすには、同和問題を正しく理解し、差別を「しない」「させない」「許さない」という視点に立って、私たち一人ひとりが問題の解決に努力することが必要です。

許さない 戸籍証明などの不正請求

相続などの手続きの際には、戸籍証明などの請求を専門家に依頼することがあります。国家資格を持つ弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士の8士業には、依頼者に代わり「職務上請求書」を使って戸籍証明などを請求する場合、委任状は不要であるなどの特例が認められています。この職務上の権限を濫用して戸籍証明や住民票を大量に不正取得し、売買する事件が起きています。

こうして不正に取得した個人情報の一部の悪質な探偵業者などを通じて、身元調査に利用されています。

このような身元調査は、差別意識を持って調査を依頼しようとする人に一番問題があると言えますが、私たちもそのような調査には協力をしないと、態度や行動で表していくことが大切です。

◆交付要件の審査を厳格に行います。

戸籍証明などの発行に際しては、交付請求者の本人確認を行うとともにその請求理由を審査し、個人情報の保護に努めています。区では、戸籍証明等大量不正取得事件を踏まえ、戸籍等不正取得の未然防止を最重点として、第三者からの交付請求については、交付要件の審査を厳格化しています。

※戸籍等の大量不正取得事件では、次の刑に問われています。

●偽造有印私文書行使罪（刑法第159条・161条（3年以上5年以下の懲役））

●詐欺罪（刑法第246条（10年以下の懲役））

【不正請求事件に対する基本方針について】

区では職務上請求書を悪用した不正請求に対し、厳格な対応を行うため基本方針を定めています。不正請求の事実が確定した場合、被害者の方へ不正請求の事実を告知し、さらに、所属団体へ法律遵守および再発防止策の強化を要請します。

☎戸籍住民課戸籍証明係 ☎5742-6659

住民票係 ☎5742-6660

許さない 差別落書き

区内の公共施設や路上で、人の心を傷つけるような内容の差別落書きが発見されています。また、周辺区の駅や公園のトイレなどでも発見されています。

差別落書きとは、その行為自体が公共の建物や設備を傷つけるだけでなく、差別をあおり立てることで、人の心を深く傷つける卑劣な行為であるとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため推進している人権啓発の取り組みを損ねるもので、決して許すことのできないものです。

誰もが、お互いの人権が尊重され、安心して暮らせる、心ゆたかな地域社会の実現を願っているはずで、そうした社会の実現のためには、わたしたち一人ひとりが、人権意識を高めていく必要があるのではないのでしょうか。

人権のしくみ



ビデオ・パネルを貸し出します

人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、同和問題をはじめ、セクハラなどの様々な人権啓発ビデオ・DVDや人権啓発パネルを貸し出ししています。勉強会や研修会でご活用ください。※詳しくは区ホームページをご覧ください。

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、同和問題を軸に様々な人権について学ぶ機会としています。

昨年の講座Ⅰでは、「人権感覚 心のダイヤモンド」をテーマに、昼コースは「近現代社会における部落問題—明治から現代まで—」など3講座、夜コースは「心のつながりから始まる—部落差別をこえて人権尊重社会へ—」など3講座を開催しました。

また、講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場食肉市場で「食肉市場の歴史と人権」を学び、と場の見学と職員との懇談を行いました。そこに参加された

人権啓発・
社会同和
教育講座

人権尊重の
社会を築く
ために

方の感想として「業務に携わる熟練した職員の方のご苦勞がよくわかりました。」「こちらの作業のおかげで、お肉が食べられるので感謝しております。」などの声が寄せられました。人権が尊重される社会をめざして、今年も秋に「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

問い合わせ 文化スポーツ振興課生涯学習係 ☎5742-6837